

第19回 全員協議会会議録

1 日 時 令和4年12月22日(木) 本会議終了後(午前11時20分) 開会

2 場 所 本会議場

3 出席委員 17名

議 長	佐藤 栄一	議 員	阿部 幸夫
副 議 長	高田 保則	〃	岩崎 芳昭
議 員	宮崎 淳一	〃	堀川 義徳
〃	渡部 道宏	〃	八木 清美
〃	天野 京子	〃	横尾 祐子
〃	太田 紀己代	〃	関根 正明
〃	丸山 政男	〃	植木 茂
〃	村越 洋一	〃	霜鳥 榮之
〃	小嶋 正彰		

4 欠席委員 0名

5 欠 員 0名

6 説明員 7名

市 長	城戸 陽二	財 務 課 長	大野 敏宏
総 務 課 長	吉越 哲也	農 林 課 長	東條 義博
企画政策課長	葭原 利昌	健康保険課長	田中 かおる

7 事務局員 3名

事 務 局 長	阿部 光洋	主 査	道下 啓子
庶 務 係 長	霜鳥 一貴		

8 件 名

- 1) 妙高農業振興地域整備計画の見直しに係る訴訟について
- 2) 「出産・子育て応援交付金」事業の実施に伴う補正予算等の対応について

○議長(佐藤栄一) ただいまより全員協議会を開会します。

1) 妙高農業振興地域整備計画の見直しに係る訴訟について

○議長(佐藤栄一) 1) 妙高農業振興地域整備計画の見直しに係る訴訟について報告願います。東條農林課長。

○農林課長(東條義博) 妙高農業振興地域整備計画の見直しにかかる訴訟につきまして、ご報告申し上げます。本件につきましては、令和3年8月30日の全員協議会及び、今年5月13日付けの文書で経過報告をさせていただきましたが、去る11月24日に東京高等裁判所で第2審判決が出ましたので、その結果と経緯についてご報告いたします。資料をご覧ください。1の事件の概要ですが、本件は、原告が所有する妙高市内の2筆の土地を、妙高市が遅

くとも平成20年5月29日までに農業振興地域整備計画を変更し、当該土地を農用地区域から除外すべきであったのに、これを怠り損害を被ったとして、妙高市に対して、4800万円余りの損害賠償を求めたものであります。1審の判決結果と経緯につきましては、先に文書で報告させていただいておりますので、2審につきましてご報告いたします。まず、資料の3のこれまでの経緯をご覧ください。今年4月28日の1審判決後、原告より新潟地方裁判所高田支部に、1審判決（原告請求棄却）の取り消しと48,016,492円の支払いを求めた控訴状が提出され、6月7日付けで受領しております。この後、8月2日に東京高等裁判所にて第1回口頭弁論が行われ、即日結審し、11月24日に判決が言い渡されたものであります。2の判決内容等をご覧ください。2審判決につきましても、当市の主張が認められ、本件控訴を棄却する、控訴費用は控訴人の負担とするとの判決が言い渡されました。また、12月12日の上告期限までに、控訴人が上告していないことから、2審判決が確定したものであります。以上でございます。

○議長（佐藤栄一） ただいまの件について何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

2) 「出産・子育て応援交付金」事業の実施に伴う補正予算等の対応について

○議長（佐藤栄一） ないようですので、次に2) 出産・子育て応援交付金事業の実施に伴う補正予算等の対応について報告願います。田中健康保険課長。

○健康保険課長（田中かおる） それでは、出産・子育て応援交付金事業の実施に伴う補正予算の対応について、ご報告いたします。今月10日に成立した国の令和4年度補正予算において、物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策の一環として、全ての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう、妊娠から出産、子育てまでの身近な伴走型の相談支援と経済的な支援を組み合わせた、出産・子育て応援交付金が盛り込まれました。当市においても、事業の趣旨を踏まえ安心して出産・子育てができるよう事業に取り組んでまいりたいと考えておりますが、現段階では、国から詳細な制度設計が示されておらず、今後、国から通知され次第、早急に事業を開始したいことから、補正予算について専決処分により対応したいものでございます。それでは、事業の内容につきまして、ご説明いたします。本事業では、出産、育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ、伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出及び出生届出の際、妊産婦等に対し、それぞれ5万円、合計10万円を支給する経済的支援を一体として実施するものであります。まず、(1)の伴走型支援ですが、核家族化の進展などにより、孤立感や不安を抱く妊婦や子育て家庭が少ない状況を踏まえ、妊産婦を対象に、妊娠届出時、妊娠8か月前後、出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間の3回面談を行うこととしております。また、面談にあわせてアンケートを実施し、その回答結果をもとに出産・育児の見通しを立て、産前・産後に利用できるサービスを一緒に検討するとともに、悩みを共有できる仲間づくりの機会を紹介するなど寄り添った支援を行います。面談は、オンラインを含め対面を原則とし、保健師・助産師のほか、一定の研修を受けた保育士や一般事務職員も対応可能となっております。次に、(2)の経済的支援ですが、令和4年4月以降の妊産婦及び出生した子どもを養育するかたを対象に、妊娠届出時の面談後に5万円、出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間の面談後に、5万円の合計10万円を支給いたします。支給方法については、各自治体の判断に委ねられており、当市としては、対象者によって必要とするものが異なることや、速やかに支援を開始するためにも現金による給付を予定しております。最後にスケジュールですが、12月下旬に国の自治体説明会が開催され、詳細が示される予定ですので、詳細が確認でき次第、令和5年1月からの実施を想定しております。以上、簡単ではございますが、出産・子育て応援交付金事業の実施に伴う補正予算の対応について、説明を終わらせていただきます。

○議長（佐藤栄一） ただいまの件について何かございますか。

○渡部議員（渡部道宏） 経済的支援のほうなんですけども、これ面談っていうのは絶対条件ということでよろしいんでしょうかね。

○健康保険課長（田中かおる） はい。お答えいたします。面談実施がこの交付金の支給の起点（前提）となりますので必ず面談は行うこととなっております。

○議長（佐藤栄一） ほかに、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤栄一） ないようでしたら、以上で全員協議会を閉会いたします。

閉会 午前11時27分